(e)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

(a)　特定ＪＶの構成員のうちの１社は、平成22年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）及び２）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）ＮＡＴＭ工法によるトンネルで、トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が45㎡以上の工事。

２）トンネル施工延長が1,400ｍ以上の工事。

ただし、上記１）及び２）は同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成22年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記３）及び４）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

３）ＮＡＴＭ工法によるトンネルで、トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）が45㎡以上の工事。

４）トンネル施工延長が700ｍ以上の工事。

ただし、上記３）及び４）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、一次審査資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(b)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、入札期限までに申請できる配置予定技術者は１名とする。

ただし、配置予定技術者の資格等に関する資料は入札期限までに提出すること。

⑶　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７⑴(a)の認定（上記７⑴(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７⑴(a)の認定を受けていない構成員は、上記７⑴(a)の認定を受けることが必要である。また、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、上記７⑴(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７⑴(a)の認定を受けていないとき又は上記７⑴(a)の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（上記７⑴(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、「伯母峯峠道路伯母峯峠トンネル工事○○・○○（・○○）特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和７年８月26日

契約担当役

国立大学法人千葉大学事務局長　丸山　　浩

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　12

○第２号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量

ベッドサイドシステム　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　令和８年７月

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　システム構成

・ベッドサイドシステム

・ベッドサイド用モニタ

②　本院の診療業務、管理運営に影響を与えない円滑な動作品質を、24時間365日提供できること。

③　本院の診療業務、管理運営を総合的に支援できる機能を実現すること。

④　電子カルテと連携し、リアルタイムに患者情報等を反映できること。

⑤　診療業務に支障なく、高速に配信・表示・処理ができること。

⑥　システムの障害を未然に検知・防止するとともに、障害発生時には即時対応できるサポート体制を有すること。

⑦　一部の機器が停止しても、システム全体の機能が消失することがないシステム構成であること。

⑧　省エネルギー、省スペースを十分に考慮したシステム構成であること。

⑨　管理運用が容易で、適宜設定変更を行えること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　令和７年10月14日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒260―8677　千葉市中央区亥鼻１－８－１　千葉大学医学部附属病院管理課調達グループ　佐々木結花　電話043―226―2236